

自転車の使用に関する覚書

ライクスタッフィング株式会社（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、甲の雇用する期間において、通勤及び業務上必要である場合に関して、自転車の使用を承諾すると共に、下記事項の使用条件、遵守事項について以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条（車両の特定）

本覚書において、甲が乙に対して通勤又は業務のために使用することを許可した自転車を「本件車両（防犯登録番号： _____）」という。

第2条（車両の使用開始）

本車両の使用開始日は _____ 年 _____ 月 _____ 日からとする。

第3条（一般的遵守事項）

乙は、本件車両の使用に関し、次の各号を遵守すること。

- 道路交通法及び本件車両の運行に関する法規を遵守すること。
- 安全運行を確保するための必要な措置を講ずること。

第4条（使用者の遵守事項）

乙は本件車両の使用をするにあたり、次の各号を遵守すること。

- 走行中の携帯電話、スマートフォン、タブレット、自動車電話、ゲーム機器の使用禁止。なおイヤホン装着での運転も禁止。
- 飲酒運転及び酒気帯び運転の禁止。
- 過労、病気、薬物の影響、その他の理由により、正常な運転が困難なときの使用の禁止。
- 前号に定めるほか、常に人命尊重を基本とし、道路交通法等関係法令及び各都道府県の条例を遵守するとともに安全な使用（無事故、無違反）に徹する。
- 法律に基づき、防犯登録を行う。

第5条（点検、整備、修理）

乙は本件車両の点検、整備を定期的に行い、不備があれば速やかに修理し、常に万全な状態にしておくこと。

第6条（交通違反）

乙は、本件車両の使用に関し、通勤中もしくは業務中に道路交通関係法令及び各都道府県の条例に違反したとき、及び処分を受けたときは、速やかに甲に報告をすること。

第7条（事故処理）

乙は、本件車両の使用に関し、業務上もしくは通勤中において、交通事故（人身・物損事故）（以下「事故」という。）が発生した場合は、直ちに法令で定められている必要措置を講ずるとともに、甲に事故の内容及びこれにより生じた損害等の事実関係を直ちに報告をすること。

第8条（責任）

- 乙は、本件車両の使用に関し、第三者に損害を及ぼしたときは、当該第三者に対し直接その賠償の責を負うものとし、万一これにより甲が損害を被ったときは、乙がその一切、または一部を負担するものとする。

- 乙は、本件車両の使用に関し、通勤及び業務上において、適当と認められるルート以外での事故については、乙の責任において、すべての対処、負担をするものとし、万一、これにより甲が損害を被ったときは、乙がそのすべてを負担するものとする。
- 乙が第2条または第3条に違反して本件車両を使用し、第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責任において、すべての対処、負担をするものとする。また、万一、これにより甲が損害を被ったときは、乙がそのすべてを負担するものとする。
- 乙は、本件車両の使用に関し、道路交通法等の法令に規定する反則行為（交通違反）を行い、反則金等が課せられたときは、当該反則金等をすべて負担するものとする。

第9条（保険）

- 乙が、本件車両を使用する場合において、予め自らの費用負担により、自転車損害賠償責任保険等（自転車の使用に起因する事故により他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう）に加入し、これを維持しなければならない。
- 乙は甲に対して、当該保険証書の写しを提出しなければならない。また自転車損害賠償責任保険等を更新する場合には、更新後の保険証書の写しを提出しなければならない。

第10条（労働災害の取扱）

- 乙は、本件車両の使用に関し、労働災害が発生した場合、直ちにその旨を甲に報告すること。
- 前項の労働災害であって、乙の労働災害については、甲の掛けた労災保険を適用するものとする。

第11条（協議事項）

甲及び乙は、誠実に本覚書所定の内容を履行し、本覚書の各条項の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

本覚書成立の証として、本覚書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保管する。

(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日

(甲) 大阪市北区角田町8番1号

ライクスタッフィング株式会社

代表取締役 宮郷 剛士

(乙)

印

—労働災害について—

労働者が業務中または通勤途中に災害にあい、その労働災害によって負傷、または病気にかかった場合の支払いは、全額が労災保険の療養補償給付の対象になります。労働者は自己負担をすることなく、治療を受けることができます。

しかし、近年、労働災害であるにもかかわらず、労災保険による給付を受けるための請求を行わず、健康保険を使って治療を受ける方が見られます。お仕事でのケガ等に健康保険を使うと、一時的に治療費の全額を自己負担しなければなりません。

業務中や通勤途中のケガに、健康保険は使用できません。注意しましょう。

—どのような場合に労災と認められるのか—

(業務上災害の事例)

- ・ 配送作業中に突然出来事により腰に強い負担がかかった場合に生じた腰痛。
- ・ 業務中に、トイレに行く途中に転んでケガをした。
ほかに飲水等、生理的な行為として、業務に付随する行為は、業務上災害となります。
- ・ 休憩時間中、会社施設内の階段で滑ってケガをした。
休憩時間中に、食事等のため外出した際のケガは、私的行為中に発生したため業務上災害とはなりません。

(通勤災害の事例)

- ・ 自転車で通勤途中に、車と接触しケガをした。
- ・ 出勤時、アパートの自室を出て階段を降りるとき転倒した。
- ・ 帰宅途中に日用品等購入した後、通常帰宅経路に戻ったところ交通事故にあった。
通勤の経路上にある商店等の店内で発生したケガは、通勤災害とはなりません。

—業務中、通勤途中に災害にあった際は—

1. 最寄りの労災指定病院等で治療を受けましょう。
検索サイト：<https://rousai-kensaku.mhlw.go.jp/>
2. 災害の事実関係を把握しましょう。
①どのような場所で②どのような作業をしているときに③どのような物または環境に④どのような不安全なまたは有害な状況があつて⑤どのような災害が発生したか
3. 保険給付を受けるための労働災害の申請手続きをしましょう。
会社・担当等に災害の事実関係をお伝えの上、労働災害の申し出を行ってください。

自転車損害保険加入チェックシート

